平成２２年（フ）第８２号
茨城県稲敷市結佐2534番地89　市営結佐住宅２号棟608
債務者　小沼　俊昭
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
茨城県稲敷市沼田2650番地165
債務者　大類　正人
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
茨城県稲敷市沼田2650番地165
債務者　大類知以子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
茨城県取手市片町348番地　Ｆ・シャルマン203、前住所千葉県野田市山崎1491番地の２プラムヴィレッジ102号
債務者　増田　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
茨城県取手市米ノ井34番地２　エクセレント８―105
債務者　永江　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
茨城県龍ケ崎市佐貫町620番地　エクセルタバヤシ102号室
債務者　加藤　尚子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
茨城県龍ケ崎市長山５丁目４番地11
債務者　園部　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
茨城県取手市井野団地１番23―507号
債務者　石井　和春
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
新潟県柏崎市東本町１丁目７番12号、前住所新潟県柏崎市大字本条3165番地１
債務者　笹川奈津美（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
新潟県長岡市小国町七日町2090番地
債務者　角山　康晴
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
新潟県見附市本明町1657番地１
債務者　棚村　昌也
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
石川県加賀市大聖寺東町１丁目71番地１蓮井病院、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉大和町23番地の３
債務者　松森　一郎
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２８６号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目９番22号カーサ・ヴィーヴァ403
債務者　木下　敏彦
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４００号
兵庫県西宮市若草町２丁目１番４―101号
債務者　**赫**本　博敏
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０６号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目６番23号
債務者　宮﨑　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１３号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目27番８号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目２番11号
債務者　大石美佐枝
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７号
高知県宿毛市中央４丁目５番５号
債務者　山﨑　　**滿**
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
高知地方裁判所中村支部